

「ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置（案）」に対する
府民意見等の募集結果について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）により上水道水源地域や海域に排水を排出する法対象事業場に対して、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）により条例対象事業場に対して、それぞれカドミウム等の有害物質に係る排水基準（一般排水基準）を定めています。

有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めています。

また、上乗せ条例において、生活環境項目のうち、亜鉛については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めています。

これらの暫定排水基準は、令和5年3月31日をもって適用期限を迎えることから、大阪府環境審議会は、令和4年11月7日に大阪府から「ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置について」の諮問を受け、水質部会において審議を行い「ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置（案）」を策定しました。

府民の皆様から、この改定案についてご意見等を募集した結果は、以下のとおりです。

1 募集期間

令和4年12月2日（金曜日）から令和4年12月31日（土曜日）まで

2 公開方法

- ・府ホームページでの公表
- ・府政情報センター（大阪府庁本館1階）での開架
- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎21階）での開架

3 募集方法

インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

4 提出されたご意見等

1名（団体含む）から1件（非公表を希望）

（なお、本経過措置（案）に対するご意見・ご提言ではありませんでした。）